

平成30年第1回安堵町議会定例会会議録

(2日目)

日時 平成30年3月16日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1番 山岡 敏	2番 浅野 勉
3番 大星 成司	4番 森田 瞳
5番 島田 正芳	6番 中本 幸一
7番 松田 和代	8番 岡田 裕明
9番 田中 幹男	10番 福井 保夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 1名 9番 田中 幹男

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
総務部門理事	近藤 善敬	民生部門理事	堀口 善友
事業部門理事	中野 彰宏		
総合政策課長	富井 文枝	総務課長	吉村 良昭
税務課長	吉田 彰宏	住民課長	辻井 弘至
健康福祉課長	岡田真地子	人権同和对策課長	長岡 康
産業建設課長	堀川 雅央	上下水道課長	石橋 史生
教育次長	吉田 一弘	会計管理者 職務代理	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 富士 青美

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第1 一般会計予算審査特別委員会委員長報告

議案第24号 平成30年度安堵町一般会計予算について

第2 特別会計等予算審査特別委員会委員長報告

議案第25号 平成30年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

議案第26号 平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第27号 平成30年度安堵町下水道事業特別会計予算について

議案第28号 平成30年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

議案第29号 平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成30年度安堵町水道事業会計予算について

第3 一般質問

10番 福井 保夫 議員

①病児保育について

②小・中一貫教育について

2番 浅野 勉 議員

①主権者教育の推進について

第4 委員会の閉会中の継続調査について

第5 諸般の報告

開 会
午前10時00分

議長（森田 瞳） おはようございます。

定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

9番 田中幹男議員からは、病気療養のため欠席する届け出を受けております。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第1「一般会計予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

3月6日本会議におきまして、議案第24号を一般会計予算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

2番（浅野 勉） はい。議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野委員長。

（浅野一般会計予算審査特別委員会委員長 登壇）

2番（浅野 勉） 一般会計予算審査特別委員会報告をいたします。

本委員会に付託された事件について、3月8日に審査を行いましたので安堵町議会会議規則第71条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 審査事項

付託案件 議案第24号「平成30年度安堵町一般会計予算について」。

2. 出席者

①委員 浅野勉委員長、大星成司副委員長、山岡敏委員、島田正芳委員、松田和代委員、岡田裕明委員、福井保夫委員、欠席委員 田中幹男委員。

②オブザーバー 森田瞳議長、中本幸一議員議会選出監査委員です。

③説明員 西本町長、北田副町長、楮山教育長、近藤総務部門理事、堀口民生部門理事、

中野事業部門理事、富井総合政策課長、吉村総務課長、吉田彰宏税務課長、辻井住民課長、岡田健康福祉課長、長岡人権同和対策課長、堀川産業建設課長、石橋上下水道課長、吉田一弘教育次長、西田会計管理者職務代理。

④事務局 富士議会議務局長。

3. 報告内容

平成30年度一般会計予算の特徴に関して、総合政策課長から説明を受けました。

平成30年度一般会計予算総額は、33億6,700万円で、前年度に比べて1億6,700万円の増額、率にして5.2%の増になっております。

平成30年度の主要な新規事業として、防犯カメラ設置事業、町の偉人の遺志を継承し次世代へ繋ぐ事業、明治150年シンポジウム開催事業、オブジェ『案山子』制作展示事業、歴史文化・観光ゾーン拠点整備事業、都市計画事業等が予算計上されています。

また、前年度からの主要な継続事業として、山辺・県北西部広域環境衛生組合負担金、土地改良事業、社会資本整備総合交付事業、町立学校大規模改造事業（空調設備）等が予算計上されているとの説明があり、続いて予算書の歳入歳出全般について説明を受けました。

その後、質疑の時間になり、消火栓点検の業務内容と蓋の塗装について。

防犯カメラの設置場所の確認及び今後の計画について。

転入世帯家賃補助の対象世帯の認定について。

火葬場の使用料の助成金と町外施設について。

地域交流館「なでしこ」の管理、運営についての必要な事項は、後日に規則で定めるようですが、その規則について決定される際には、議会の方にも御報告をいただくと伺っております。

敬老の日のイベントと記念品の検討について。

教育委員会制作の副読本とアニメについて。

歴史民俗資料館制作の「安堵風土記」の発刊について。

安堵中央公園体育館の照明のLED化について。

町再任用制度について。

カルチャーセンターと福祉保健センターの使用料の検討について等、活発な質疑が行われました。

審査に移り採決の結果、議案第24号「平成30年度安堵町一般会計予算について」は、出席委員全員が賛成でした。

よって、当委員会は議案第24号を、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

(浅野一般会計予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長（森田 瞳） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) はい。質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第24号「平成30年度安堵町一般会計予算について」、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第2「特別会計等予算審査特別委員会委員長報告」を議題とします。

6日、本会議におきまして、議案第25号から議案第30号までを特別会計等予算審査特別委員会に付託いたしております。

委員長の報告を求めます。

5番(島田正芳) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。島田委員長。

(島田特別会計等予算審査特別委員会委員長 登壇)

5番(島田正芳) おはようございます。議席番号5番 島田正芳でございます。

特別会計等予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件について、3月8日に審査を行いましたので会議規則第71条の規定に基づき報告いたします。

1. 審査事項。

付託案件 議案第25号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から、議案第30号「平成30年度安堵町水道事業会計予算について」までであります。

2. 出席者。

①委員 島田委員長、岡田裕明副委員長、山岡敏委員、浅野勉委員、大星成司委員、松田和代委員、福井保夫委員、欠席委員は田中幹男委員であります。

②オブザーバー 森田瞳議長、中本幸一議会選出監査委員。

③説明員 西本町長、北田副町長、楮山教育長、近藤総務部門理事、堀口民生部門理事、中野事業部門理事、富井総合政策課長、吉村総務課長、吉田税務課長、辻井住民課長、岡田健康福祉課長、長岡人権同和対策課長、堀川産業建設課長、石橋上下水道課長、吉田教育次長、西田会計管理者職務代理。

④事務局 富士事務局長。

3. 報告内容。

会計ごとに、それぞれ担当課長から予算概要及び歳入歳出に関し、説明を受け審査を行いました。

1. 議案第25号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」。

歳入及び歳出の予算額それぞれ、9億5,190万円、前年度に比べて2億50万円の減額。

国民健康保険制度の県単位化に伴い、財源など、予算構成が大きく変化しています。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として、原案どおり可決すべきものと決定しました。

2. 議案第26号「平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」。

歳入及び歳出の予算額それぞれ、134万1,000円、前年度に比べて9,000円の減額。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として、原案どおり可決すべきものと決定しました。

3. 議案第27号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計予算について」。

歳入及び歳出の予算額それぞれ、2億8,980万円、前年度に比べて960万円の減額。

審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として、原案どおり可決すべきものと決定しました。

4. 議案第28号「平成30年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について」。

歳入及び歳出の予算額それぞれ、7億4,890万円、前年度に比べて1,700万円の減額。

安堵町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を踏まえた予算が計上されています。審議し採決の結果、全委員の賛成で当委員会として、原案どおり可決すべきものと決定しました。

5. 議案第29号「平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」。

歳入及び歳出の予算額それぞれ、9,480万円、前年度に比べて90万円の増額。審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として、原案どおり可決すべきものと決定しました。

6. 議案第30号「平成30年度安堵町水道事業会計予算について」。

収益的収入 1億8,282万円、前年度に比べて1,107万円の減額。
収益的支出 1億7,354万5,000円、前年度に比べて1,680万5,000円の減額。

資本的収入 520万円、前年度に比べて400万円の増額。
資本的支出 7,732万円、前年度に比べて3,140万円の増額。
審議し採決の結果、委員全員の賛成で当委員会として、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、特別会計等予算審査特別委員会の報告といたします。以上です。

(島田特別会計等予算審査特別委員会委員長 降壇)

議長(森田 瞳) これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第25号から議案第30号まで、1件ずつ採決を行います。
始めに、議案第25号「平成30年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」、採決
します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第26号「平成30年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について」、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 議案第27号「平成30年度安堵町下水道事業特別会計予算について」を採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 議案第28号「平成30年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算について」、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) これより、議案第29号「平成30年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） これより、議案第30号「平成30年度安堵町水道事業会計予算について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。

お座りください。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第3「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井保夫議員、2番 浅野勉議員です。

なお、9番 田中幹男議員から事前に通告を受けておりましたが、欠席のため、田中議員の一般質問は行いません。

質問は受付順に行い、質問時間は答弁を含めまして60分といたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、10番 福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） おはようございます。10番 福井です。

まず、1番目に「病児保育について」。

西和7町で病児保育実施の動きがありますが、現状について伺います。

「小・中一貫教育について」。

平成28年6月議会で一般質問をしました。その後の動向について伺います。

だいたい幼稚園も数年で閉園と聞きました。今後は、幼・小・中一貫教育も実施しやすいと思いますが、どう思われますか、伺います。以上、2点です。

（福井議員 降壇）

議長（森田 瞳） はい。1番「病児保育について」、答弁を求めます。

住民課長（辻井弘至） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辻井住民課長。

（辻井住民課長 登壇）

住民課長（辻井弘至） おはようございます。住民課の辻井です。よろしく申し上げます。

それでは、福井議員の御質問にお答えいたします。

西和7町における病児保育広域化の実施につきましては、現在、奈良県子育て支援課・病院マネジメント課・郡山保健所・西和医療センター等と協議を図っているところでございます。

県との協議内容といたしまして、西和医療センター内、空き施設、用地等の借用については、無償でとのお話をいただいておりますが、施設の建築及び病児保育運営全般については、西和7町で行う案が出されており、病児保育開設に当たっては、各町の高額な費用負担が必要と考えられます。

そのため、西和7町の中で他市と協議を結び、病児保育を実施している町もあり、西和7町全ての意思、意見が統一されている状況でなく、西和7町の広域での病児保育開設については、足並みが揃っていないのが現状でございます。以上でございます。

（辻井住民課長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） 福井議員。

10番（福井保夫） 安堵町として、今後、病児保育をどのように考えていますか。

議長（森田 瞳） はい。辻井課長。

住民課長（辻井弘至） 自席から失礼いたします。

今後の病児保育でございますが、安堵町としましては単独での病児保育実施については、財政的な問題等もあり非常に厳しい状況と考えております。

今後は、西和7町広域での実施についても視野に入れつつ、近隣する地域での医療機関との協議、また新たに、病児保育実施を計画されている医療機関などの情報収集に努め、保護者が安全で安心して利用しやすい病児保育のあり方を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） 今後も、女性の社会進出や核家族化が進んでいくと考えられ、子育て支援制度の一つである病児保育は非常に重要な事業です。

西和7町広域化だけにこだわらず、他市の医療機関との協定や協定外である場合の助成制度など、柔軟な考えを持っていただき、病児保育実施に向け検討をお願いしたいと思います。

これで、この質問に関しては終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、2番「小・中一貫教育について」、答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） おはようございます。教育委員会事務局の吉田でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、福井議員の質問にお答えさせていただきます。

小中一貫教育は、文部科学省の教育課程特例校制度等によりまして、その推進が図られ、平成29年3月1日付の導入状況調査によりますと、全市区町村、これは1,749団体ございます。このうちの14%に当たる249団体が、実施していると回答しています。

一方、小中連携教育を実施しているとの回答が、72%の1,254団体との状況でございます。

この背景には、過疎化・人口減少によります統廃合や学校施設の老朽化等の、喫緊の課題を有する市区町村が能動的に受け止め、施設一体型の小中一貫教育を推進しているという状況が見受けられます。最近では、新たな施設予定の一体型の多くは、義務教育学校を考えているという市町村が多いように見受けられます。

安堵町におきましては、一小一中の特性を活かして、教職員の合同研修や就学指導、また生徒指導における学校間の連携・連絡体制の強化を図りながら、施設の分離状況を踏まえた小中連携教育を推進しているところであります。

特に、議員が質問でも仰っていただいていたように、本町では、これまで幼児教育を担ってきた私立の幼稚園が閉園されるということが決定し、これまでの就学前教育の在り方を見直し、現在の安堵保育園を幼保連携型の認定こども園へと移行する計画を、進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、将来を見据えた、園・小・中の特色ある一貫した教育の独自性の創造については、本町の各施設の状況を踏まえた連携を更に充実して、その効果が最大限になるように、一歩踏み込んだ検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

（吉田教育次長 降壇）

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） 奈良県内の他市町村では、すでに小中一貫教育を推進されているところもあると思いますが、その取り組み事例などについて伺います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

教育次長（吉田一弘） 自席の方から失礼いたします。

県内では、奈良市を始めまして、生駒市、明日香村、黒滝村、上北山村などで小中一貫教育の取り組みが、現在、行われております。

その中で、人口規模的にも安堵町とよく似通った明日香村の取り組みについては、明日香村教育委員会にも行かせていただいて、調査もさせていただいたところでございます。

明日香村では、幼稚園も含めました12年間の一貫した教育を推進しておられ、一つ、基礎的な言語力、二つ目として英語活動・英語教育、それで三つ目として郷土学習、四つ目として学校・地域コミュニティなど、こういうものを主題とした研究プロジェクトというものを実施されております。

明日香村の方も施設分離型での一貫教育を実施されておられて、行事等での連携や交流を中心にされているといったところでございます。

今後も、安堵町として引き続きまして、先行事例等を調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） 吉田次長、ありがとうございます。

ここからは、教育長、町長にお聞きしたいと思います。

いつも言っていますが、一貫教育という大層なことでもなく、幼・小・中一貫して何かをさせ、高校に行ったとき、世の中に出て役立つことをさせることも必要と思われま

す。ヨーロッパでは、小・中・高と一貫して将棋をさせているところもあります。

幼・小・中一貫教育は、若い世代を惹きつけ、受け入れる意味で一番の策だと思います。

魅力ある町づくりが、人口増にも繋がると思います。

魅力ある町づくりで若い世代を惹きつけ、受け入れるという策で、以前、視察にも行った高知県梶原町では、地元中学生の町外流出を防ぐため、また統廃合の危機を迎えていた高校に、2006年、当時の町長が「野球部を作るなら金を出す」と、そこで野球部ができたという例もあります。そして、高校が消えれば過疎化に拍車が係るので町も野球部に望みを掛け、町外からも中学生が来るようになり、実力も、昨年夏の県予選では決勝まで進み、甲子園は、夢が目標に変わったという事例もあります。まさか、高校野球でと思いました。

その町に合った策を執っていくべきだと思います。

安堵町は、幼・小・中一貫教育が適していると思います。

するとすれば、安堵町に似た状況の明日香村の真似をして走り出し、色をつけていくか、十分検討して独自のものを作り出すか、また、しないかは、今後の検討にもよると思います。

今後、するかしないかを別として、公の場で研究・検討をやってはどうですか。

もうそろそろ、動き出してもいい時期だと思いますが、どうですか。

教育長、町長と。町長にお伺いしてもいいですけど。

議長（森田 瞳） まず、教育長、どうぞ。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ。

教育長（楮山素伸） それでは、自席より失礼をいたします。

小中一貫教育や取り組みの事例につきましては、先ほど次長が答弁いたしましたとおりでございますが、前回、御質問いただきました以降、先進的に実施されている一貫校の事例を取り寄せ、論議をまいりました。

施設分離型の安堵小中学校ではありますが、義務教育9年間、あるいは幼稚園も含めた12年間の学ぶべき学習内容を見通した、系統だった指導計画の作成とともに、一つの特化したテーマを指導計画に盛り込み、小中共に指導していくことの大切さを御指摘いただいているものと考えます。

一貫した教育より、小中学校の教職員がともに安堵町の子どもたちを育て、連続性のある教育を構築するという効果をもたらすことも考えられます。

今後も、保育園の認定こども園の移行と、道徳の教科化、小学校英語科の新設など、平成32年度の小中学校の指導要領の円滑な実施を、まず進めることが喫緊の課題ではありますが、そのことも踏まえながら、大幅な教育システムを変えていく小中一貫教育については、将来の見通しも立てながら、先進事例やテーマに英語教育や郷土学習など、園・学校の意見も採り入れながら、今後も慎重に研究を重ねてまいりたいと考えています。以上です。

議長（森田 瞳） はい。教育長、ありがとうございました。

福井議員も、町長の方から何かコメントを、あればということで、仰っておりますので、お考えがございましたら、発言、お願いいたします。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。町長。

町長（西本安博） はい。自席から失礼いたします。

事前に、ちょっと、御指名をいただければ、よりありがたいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

具体的なやり方については、吉田次長、あるいは教育長の方が、今、説明をさせていただきました。

私、実は3日ほど前ですか、テレビを見ておると、天川村の洞川中学校、あるいは小学校も一緒かな、が、廃校になると。それで、天川村でも小中一貫教育を、今後、実施していくということが大きく報道されておりました。時代は、そういう流れになっているのかなということ、これはもう十分認識をしておると思ひます。

子どもも、今後、こども園を作りますと、こども園、そして小学校、中学校ということで、十数年一貫した教育方針が執れると思ひます。

それによって、よその町であれば、教育は優れているからよその町へ移ろうという、こういうことだけは絶対避けないかん。逆に、安堵の方に住めば、非常にいい教育がされているので安堵へ行こうやないかと、そういうようになるのが理想だと思ひます。この辺のことについて、やはり、これがあるべき姿だと思ひますので、これに向かって進んでまいりたい、このように考えておると思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。失礼します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井議員。

10番（福井保夫） この前、新聞で見ましたが、広陵町では新指導要領に対応するため、町立小中夏休み短縮というような策、いろんな策を講じておると思ひます。

安堵町も特に教育に力を入れ、若い世代を逃がさないように、今後、お願ひしたいと思ひます。もう、今後、この質問はしませんのでよろしくお願ひして、この質問、今日、10番、私の一般質問を終わります。以上です。

議長（森田 瞳） はい。福井議員の質問、終わります。

議長（森田 瞳） 続いて、2番 浅野議員の一般質問を許します。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番 浅野勉でございます。

本日の質問事項、「主権者教育の推進について」。

質問の要旨。

「公職選挙法」の一部改正が、平成27年6月19日に公布され、平成28年6月19日から施行されました。これにより、選挙権を有する者の年齢が、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられています。

学校教育現場で「主権者としての自覚と社会参画の力」を育む教育の更なる推進が望まれます。

「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、自ら行動することで、その発展に寄与できる主権者」を目指す人間像が期待されています。

本日の質問 ①主権者教育をどのように捉えておられますか、お伺いいたします。

質問 ②町内公立小・中学校においても、児童生徒の発達段階に応じて、国家及び社会の形成者としての、必要とされる基本的な主権者教育の資質を養う教育の充実を図る取り組みが必要です。各教科や学習内容の具体的な展開について、質問をいたします。

以上、二つの質問につき、よろしくお願いいたします。

（浅野議員 降壇）

議長（森田 瞳） はい。「主権者教育の推進について」、答弁を求めます。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

（吉田教育次長 登壇）

教育次長（吉田一弘） それでは、浅野議員の質問にお答えいたします。

まず、主権者教育をどのように捉えているかとの御質問についてでございますが、主権者教育にとって大切なことは、単に憲法や政治、あるいは選挙の仕組み等について必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立をし、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として、主体的に担う力を育むことにありというふうに認識しております。

そのためには、「知識」に加えて、お互いの立場や考え方を的確に理解し、根拠をもって他者と討論できる論理的思考に基づく「能力」を持ち、公共的な事柄に自ら参画していこうとする意欲や他者を尊重する「態度」など、全教科を通じて、こういうところを育成していくということが重要であるというふうに認識しております。以上でございます。

（吉田教育次長 降壇）

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

2番（浅野 勉） ただいま答弁をいただきました、主権者教育の大切な要素である「知識」、「能力」、「態度」を学習内容に関連付けて授業を、展開をしていくことが大切だと思います。

それでは、安堵小学校、安堵中学校における具体的な主権者教育の展開について伺います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田教育次長。

教育次長（吉田一弘） 自席より失礼いたします。

安堵小学校、安堵中学校における主権者教育の具体的な展開についてですが、まず、安堵小学校においては、国や地方公共団体の政治の仕組みなどを学習する一環といたしまして、小学6年生が町議会や役場庁舎を見学させていただき、地方行政を学習する機会としており

ます。更に、税務職員による租税教室を開催いたしまして、税制度の仕組み、あるいは税金の大切さなどを学習しております。

次に、安堵中学校では、3年生時に学年の取り組みとして「税の作文」コンクールに応募しております。1年生、2年生も必須ではありませんが、この作文応募を奨励しているというところがございます。これらは、小学校で学習した議会見学や、あるいは租税教室からの継続した取り組みとなっております。

また、中学校では様々な場面で生徒同士がグループ討議などを通じて、自らの知識、経験を整理して考えをまとめて、それぞれに意見を出し合っ、学習集団の中で合意形成を目指して話し合いをするという実践教育に取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

2番（浅野 勉） はい。小学校6年生ですけども、先日もこの議会を訪問していただき、議長さんから説明をいただきました。そういう体験学習を、とても大切にしていっていただきたいと思っております。

主権者教育を推進するには、各教科の学習内容や指導方法を工夫することが、更に大切になります。

それでは、教科学習の中での具体的な取り組みを伺います。

教育次長（吉田一弘） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。教育次長。

議長（森田 瞳） まず、安堵小学校ですが、社会科では、先ほども答弁させていただいたとおり、国や地方公共団体の政治の仕組みなどを学習いたします。

家庭科では、買い物などを、身近な消費生活を学習することで、物や金銭の大切さに気付く学びを実践していきます。

また、国語科では今まで取り組んできました「話すこと・聞くこと」の基礎学習は、自ら考え、伝えること、相手を理解することなどが基本となり、主権者教育にも繋がっていくと認識しております。

次に、安堵中学校におきましては、社会科の中で「議会制民主主義の制度」や「国民主権」、あるいは「三権分立」などを学習するとともに、国語科で職場体験学習を通して、仕事や働く意義についての考えを深め、意見発表会などを実施しております。

自らの考えや意見を伝えるとともに、級友の意見から学ぶ機会と位置付けております。

また、技術科では、インターネット社会には欠かせない情報モラルを学習して倫理観を培っています。

更に、道徳では社会参画や他者のありのままの姿を受け止めること、これは「リスペクト・アザース」という、欧米では主流になっている教育でございます。この大切さを学習しています。

主権者教育は、主権者として求められる能力を育むとともに、地域への愛着や誇りを持って、ふるさとに根付く子どもたちを育てるなど、地域の振興・創生の観点からも非常に重要であるというふうに認識しております。以上でございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。浅野議員。

2番（浅野 勉） はい。ただいま、御答弁をいただきました、学校教育現場の主権者教育を基礎として、今後とも、学校教育・家庭教育・社会教育が連携と協働をし、安堵町の地域資源と地域人材を活用し、安堵町の地域教育力を更に高める活動推進をお願いいたしまして、本日の質問を終わります。

議長（森田 瞳） これで、2番 浅野議員の一般質問を終わります。

ただいま、10時45分です。

ただいまより、11時まで休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

議長（森田 瞳） 休憩に引き続き、再開をいたします。

一般質問を、今日、今、2名終えました。

その中で、今日本日、福井議員の質問の中で、答弁者を教育次長から始まり、教育長、そして町長等に質問を、答弁をいただきたいというところでもございました。

今、全員、皆さん方と打ち合わせ、協議をいたしました結果、私たちの議会の一般質問というのは、行政側、特にやはり、町長を、町長のお考えを聞きたいというのが我々の本意でございますので、そんなことで事前通告があるなしに係らず、これは町長がその内容に伴って、自分の意見として仰っていただくことがあれば、しっかりと仰っていただければいいし、これは、だから町長に限らず、三役の方、また理事の方々、また一般の各課の課長だったらばですね、関連的に、いろいろどういう内容でもって話の内容が及んでいくかということも、これは、今後我々にとって、いろいろ議会の議事にとって、しっかりとした、やはり認識を持っていかないと、これからの一般質問も反映していかないと私はそう感じました。

このことに関して、通告制度のことに関して、一遍見直しをしたらどうかということもございましたので、この件に関しまして、当然、議会運営委員会等で、我々も議会としての考え方を正すということで、運営委員会、これからは閉会になりますけれども、閉会中の継続調査ということで、運営委員長、その辺のことで、大星委員長、よろしくまた取り計いいただきますようお願い申し上げまして、引き続きさせていただきたいと思っております。

議長（森田 瞳） 日程第4「委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

始めに、総務産業建設常任委員会委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配っております申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 次に、文教厚生常任委員会委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

文教厚生常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 議会運営委員会委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配っております申出書のとおり、所管事務について、閉会中の継続調査とすることに申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（森田 瞳） 続いて、日程第5「諸般の報告」を行います。

2件、報告いたします。

始めに、定期監査報告書について、監査委員から1月23日付で、平成29年度定期監査結果報告書が出ておりますことを御報告申し上げます。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合議員についてでございますが、大星成司議員に山

辺・県北西部広域環境衛生組合議員として、安堵町議会から選出して務めていただいております。

大星議員には、安堵町議会議員を現在任期中、組合議員を務めていただくことで、全議員で協議して決定し、御本人に承諾をいただいております。

よって、組合議員の任期は、規約の定めるところにより1年でございますが、次期も引き続き大星議員を選出したところを御報告いたします。以上です。

行政側から報告はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) ないようでございますので、これで「諸般の報告」を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成30年第1回安堵町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

閉 会

午前11時05分
